

令和 4 年（2022 年）9 月 21 日  
午後 4 時～午後 4 時 30 分  
於：高層棟 4 階 特別会議室  
土木部 道路室・公園みどり室

## 令和 4 年度 第 2 回政策調整会議 道路占用料及び公園占用料の改定について

本市の道路占用料について、令和 3 年度（2021 年度）固定資産税評価額の評価替え結果に基づき、令和 5 年度（2023 年度）以降の道路占用料の改定を行うものです。また、公園占用料について、道路占用料を準用し、併せて改定を行うものです。

### 1 現状

本市の道路占用料は、北摂 7 市（吹田市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市、箕面市、池田市）で統一単価を採用しています。固定資産税評価額（以下、「評価額」という）の 3 年毎の評価替え年度に合わせ、北摂 7 市で変動額を勘案した検討を実施してきましたが、平成 10 年（1998 年）以後改定は行っていません。

公園占用料は、道路占用料と同様の性質のものであるため道路占用料を準用しています。

### 2 算定方法の見直し

#### (1) 見直しの理由

評価額が異なる他市と統一の単価を採用していることにより、評価額に見合った使用料設定という観点において乖離しているため、今後は本市の評価額により算定するものです。

評価額に基づき算定するため、今後も評価替え年度に合わせ 3 年毎に見直しを行い、必要な場合は改定することとします。

#### (2) 「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」との関係

道路占用料及び公園占用料については、道路及び公園を利用することによって発生する利益を徴収するために定めているものであり、通常管理運営経費をベースとした使用料算定にはなじまないものであること、また、国において標準的な算定方法が設定されていることから、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」の算定方法「上記の記載の方法により算定を行うことが適切でないもの」に該当するものとして国における算定方法（評価額に基づき算定）を採用して算定することとします。

### 3 使用料について

#### (1) 使用料の改定

令和3年度評価額に基づき算定した結果、変動額が大きかったことから改定を行うものです。本市の令和3年度評価額に各使用料率等に乗じて得た額を道路占用料とし、公園占用料の算定についても準用し改定します。

なお、急激な負担増加を緩和するため、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」により、前年度占用料に1.2を乗じて得た額（以下、「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とします。

#### (2) 改定内容

資料1-2、資料1-3のとおり

なお、改定にあたり「吹田市道路占用料徴収条例」及び「吹田市都市公園条例」を改正します。

表 主な占用料

占用物件	現行 (1年あたり)	改定後占用料単価※（経過措置有）		
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
地上物件 (第二種電柱)	3,400 円/本	4,100 円/本	4,900 円/本	5,000 円/本
地下物件 (φ0.1m以下ガス管等)	100 円/m	120 円/m	140 円/m	170 円/m
看板	11,000 円/㎡	12,000 円/㎡	12,000 円/㎡	12,000 円/㎡

※算定方法は、参考資料1-1を参照

※改定により見込まれる影響については、参考資料1-2を参照

### 5 今後のスケジュール案

令和4年（2022年）11月

11月定例会で条例改正を提案

令和4年（2022年）12月

（議決後）市HPで広報、許可申請者には別途通知により周知

令和5年（2023年）4月1日 改正条例施行